

## 第5回 利根川水系における治水計画関係都県会議 議事録

日時：令和8年3月16日（月）14:00～15:00

場所：さいたま新都心合同庁舎2号館16階 河川会議室

### 議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事

利根川水系における治水機能増強について

4. その他
5. 閉会

### ◆開会

<齋藤広域水管理官>

それでは定刻になりましたので、ただ今より「第5回利根川水系における治水計画関係都県会議」を開催いたします。皆様、本日は大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。私は本日の進行を務めさせていただきます関東地方整備局河川部広域水管理官の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。取材の皆様におかれましては、記者発表の際にお知らせしております通り、カメラ撮りは挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いたします。記者発表でお知らせしております注意事項に沿って適切に取材していただき、議事進行へのご協力お願いたします。また、職員等による記録撮影を行っておりますのでご了承ください。それでは、本日の資料を確認させていただきます。資料は事前に送付させていただいております「資料目録」「議事次第」「名簿」「座席表」「利根川水系における治水計画関係都県会議規約」「利根川水系における治水機能増強について」「利根川上流部における治水対策 計画段階評価」以上となります。送付漏れ等がございましたら、お知らせいただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。傍聴の皆様は、傍聴にあたっての注意事項を遵守していただきますようお願いたします。次に、議事次第の2. 関東地方整備局河川部長の室永よりご挨拶をさせていただきます。室永部長よろしくお願いたします。

### ◆挨拶

<室永河川部長>

関東地整の河川部長室永でございます。本日は年度末のお忙しいところお集まりいただきましてあ

りがとうございます。

本日は第5回の都県会議ということになります。本日はこれまで、利根川の上流域で何ができるか、ないしは利根川の下流域で何をやるか。そこらへんを今回、総合的に検討して利根川の気候変動に対応する対策というものがどういうものなのかということの一定の取りまとめをする会ということ、非常に重要な会になると思います。ぜひ議論もよろしくお願ひしたいというふうに思います。

会議に先立って、冒頭、少しお話しさせていただきたいと思います。今回のこの会議ですけれども、11月に立ち上げてということでございました。その冒頭の会議でも私が申し上げましたが、令和元年東日本台風が10月にこの関東を襲って、この利根川は、その時、八ッ場ダムが試験湛水中ということで、非常に大きいポケットがあり、また上流のダム群が効果発揮したということで、上流でかなりの貯留効果発揮したものの、利根川の中流部においては、距離にして20キロぐらいの間、熊谷市、行田市、羽生市のあたりでは計画高水位を超えるという状況になりました。また、一番堤防が厳しいところだと、堤防の天端から1m下がりまで水位が上がったというような状態でもございました。私も昨年の4月からこちらの部長でまいりましたが、この状況を聞きますと、昭和22年、カスリーン台風で利根川の右岸が破堤をして埼玉の東部を水に浸し、さらに東京の東部まで達して、例えば葛飾でも3m以上の浸水になり、1階が全水没するような大きい被害が出た昭和22年のカスリーン台風、やはり我々、関東地方整備局の河川部は、それを一番大きな教訓としてこの利根川にこれまで携わってきております。他方で、令和元年に起きた現象を見ますと、その昭和22年に起こった現象が、今起こってもおかしくなかったような状態だったのではないかと我々考えていて、その意味ではこの会議第1回で皆さんともお話ししましたが、切迫感をもってこの委員会を行い事業化して工事をやって、工事を終わらせないと治水効果は上がらないということなので、我々、関東地方整備局の河川部は一つの出水期も無駄にすることなく、1日も早くこの事業の完了に向けて進めていきたいと思い、これまで進んでいるというところでございます。その意味では、関係都県の皆様方にも、今回5回目の会議ですが、11月から毎月会議の方をやらせていただきました。おそらく会議の進行にあたって、都県の皆様方には多大なる協力をいただいて今日の日を迎えるということでもございます。ただ、都県の皆様とも、心ひとつにしていると思うのは、昭和22年のカスリーン台風のようなことを、今の我々の世代で起こしちゃいけない、ないしは後輩たちにそういったものを起こさせてはいけない、その意味では、我々も一刻も早く頑張らないといけないと思って頑張っただけまいりましたが、おそらく都県の皆様方も皆さんの都でありますとか、県土を守るという観点で必死に食らいついてきていただいたのだと思います。まずもって、会議の前ではありますが、お礼を申し上げたいと思います。他方で、審議は審議だと思っております。より良いものをどう早く作るかという観点で、今まで議論を重ねてまいりました。最終回、非常に大事な回になります。引き続き皆様方のご意見賜りながら、より良いものをより早く、より安く、どう作るかということを追求していきたいと思っておりますので、忌憚ないご意見の方をどうぞよろしくお願ひしたいと思っております。では、今日1日よろしくお願ひします。

◆構成員紹介

<斎藤広域水管理官>

ありがとうございました。誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。続きまして、本会議の構成員であります、都県の皆様のご紹介をさせていただきます。本日は都県の皆様はWEBにてご出席いただいております。名簿の順にご紹介させていただきます。WEB参加の方はカメラをオンにいただければと思います。まず、茨城県土木部長 和賀正光様代理、本日は都合により欠席のため土木部災害防災対策監兼河川課長 橋本則保様の代理出席となります。

<茨城県>

茨城県土木部の橋本でございます。本日、和賀部長の代理として出席させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

<斎藤広域水管理官>

栃木県土木整備部長 小野和憲様、本日は都合により欠席のため河川課課長の細井俊一様の代理出席となります。

<栃木県>

栃木県です。部長の代理の河川課長 細井です。本日はよろしくお願いいたします。

<斎藤広域水管理官>

群馬県土木整備部長 宮前勝美様。

<群馬県>

群馬県の宮前でございます。本日はよろしくお願いいたします。

<斎藤広域水管理官>

埼玉県土木整備部長 吉澤隆様。

<埼玉県>

埼玉県土木整備部長の吉澤です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

< 斎藤広域水管理官 >

千葉県県土整備部長 四童子隆様。

< 千葉県 >

千葉県県土整備部長の四童子です。よろしくお願いします。

< 斎藤広域水管理官 >

東京都建設局河川部長 斉藤有様

< 東京都 >

東京都建設局の河川部長の斉藤です。本日もよろしくお願いいたします。

◆ 議事

< 斎藤広域水管理官 >

ありがとうございました。それでは、議事次第の3「利根川水系における治水機能増強について」説明を事務局よりお願いします。

< 奥田河川計画課長 >

それでは資料の説明をさせていただきます。関東地方整備局河川計画課長の奥田と申します。よろしくお願いいたします。資料「利根川水系における治水機能増強について」という資料をご覧くださいければと思います。

資料をめくりいただきまして、1ページ目に、あのこれまでの議論の内容と、今回議論させていただきたい内容についてまとめさせていただいております。

前回まで、各種対応について検討させていただいたところございまして、今回、利根川水域における治水機能増強についてということで、八斗島上流域における対策案の組み合わせの検討をさせていただきました。

2ページ目以降に、前回までの検討結果の概要を載せさせていただいております。

3ページ目に、2回目から4回目までの各回で確認させていただいた、各対策の内容を一覧で書かせていただいております。

4ページ目になりますけれども、これらの検討を行った中で見えてきた課題を整理させていただいた事項について、列記させていただいておりますけれども、まず、八斗島上流域と下流域のそれぞれの対策について、地域社会への影響、経済性、実現性、持続性、環境への影響、技術的難易性などについて、実現性の高い組み合わせを整理させていただいております。合わせて、既存ダムのかき上げで

したり、中止ダムの予定地の活用については、最新のデータに基づいて実現性を確認する必要があることを確認させていただいております。最後の段落になりますけれども、これらのダムの嵩上げでしたり、中止ダムの予定地の活用は、実現性を検討するためにさらなる調査や確認が必要であるとさせていただきましたが、その一方で、気候変動による水災害の激甚化、頻発化が顕在化している現在の状況を鑑みますと、利根川の治水安全度の向上の加速化を図るために、早期かつ安価で地域社会への影響や環境への影響が少ない対策について、先行して計画させていただきたいと、提示させていただいております。内容を踏まえまして、5ページ目以降に対策案の組み合わせについて今回まとめさせていただいております。

6ページ目と7ページ目になりますけれども、まずあの、前回までに検討した各対策につきまして、効果量、経済性、実現性、地域社会への影響について確認を行わせていただいて、概略での評価を実施させていただいたのが、今回こちらの表になっております。概略評価にあたりましては、八斗島上流域における対策を、6ページ目と7ページ目の上段で、下流域における対策として、以下に載せさせていただいております。概略評価の結果といたしましては、今回検討させていただいた、全部で17ございますけれども、この中で、八斗島上流域におきましては、現行施設による容量振替と施設改良を行う事前放流、利水容量の振替を目的とした既存ダムのかさ上げ、新規調節池、この規定の河川整備計画にない新規のものになりますけれども、その新規調節池合わせて、新設のダムを行うといったところにつきましては、複数の課題があることから、今回、概略評価の段階において、詳細検討の対象外とさせていただいております。

7ページ目におきましては、八斗島下流域における対策を載せさせていただきましたが、その中で、引き堤及び堤防のかさ上げ、新規放水路の整備に関しましては、実現性、経済性、地域社会の影響に関し、課題があることが見えてきておりますので、こちらについても、検討の対象外とさせていただいたところでございます。

この概略評価の結果を踏まえまして、8ページ目に、これらの対策の中で組み合わせを検討する作業を行わせていただいております。概略評価の結果から、優位とさせていただいた案につきましては、個別箇所ごとに効果量と経済性、実現性、効果の発現の見込み、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響、技術的な難易性といった九つの指標を用いて評価を行わせていただきました。評価結果が、8ページ目と9ページ目の一覧表になりますけれども、既存ストックの有効活用として、考えさせている事前放流の活用と合わせて、放流操作の最適化、下久保ダムと藤原ダムの要領振替のさらなる活用で、菌原ダムのかさ上げという、既存ストックの活用と、新規洪水調節施設となる烏川調節池と、中止ダムの予定地の活用については、今回の確認の中で優位性があることを確認させていただいております。

また、7ページ目に載せさせていただいている河道の中で対策する案に関しましては、河道掘削によって対策する案を検討させていただいておりますけれども、河道掘削によって対応することになりま

すと、利根大堰の大規模な改築が必要となり、地域の環境への影響でしたり、自然環境への影響が懸念として残ると考えているところがございます。下流域での対策として、施設による対策についても確認をさせていただいておりますけれども、あの調節池による対策を行う場合には、多くの家屋移転が必要となるなど、社会的影響が大きいことを今回確認させていただいております。これら対策案の比較検討を行わせていただきまして、八斗島上流域で対策を実施していくことが、この検討の中で有意であるということを確認させていただいております。

10ページ目に、この組み合わせの確認結果について、まとめさせていただいておりますけれども、今回の概略評価の結果として、総合的に優位であった八斗島上流域における対策案を組み合わせることにより、政策目標として立てさせていただいております4,900 m<sup>3</sup>/s の効果量が見込めるかどうかを最終的に確認させていただいております。既存ストックの有効活用と新規調節池の案の二つと合わせまして、事前放流のさらなる活用、放流操作の最適化、下久保ダム、藤原ダムにおける容量振替のさらなる活用、烏川調節池の整備につきましては、優位性の確認が前段までできており、今回この中の効果量としてしっかりと見込ませていただくことを考えております。そこまでの効果量を見込むことによって、①から④に載せておりますけれども、④までの効果として3,300 m<sup>3</sup>/s 確保ができるというふうに考えております。さらに、これらに加えまして、ダムのかさ上げでしたり、下久保ダムとの容量振り返しを含めた中止ダムの活用を実施することによって、政策目標の4,900 m<sup>3</sup>/s に達する見込みが立つところがございます。これらの対策を確定させていくためには、最新のデータの確認が必要であるため、調査を継続させていただきたいと考えているところがございます。

12ページ目に今回の対策の確認の結果を載せさせていただいております。今回、組み合わせの内容を確認させていただきましたけれども、八斗島下流域で対策する案に関しましては、多くの課題があり、実現性に問題があるといったところを確認させていただいております。また、経済性や実現性といった観点から見ても、八斗島上流域で対策する案が優位であることを確認させていただいております。既存ダムのかさ上げと中止ダムの予定地の活用につきましては、中止時点のデータをもとに検討させて頂いておりますので、こちらについては最新のデータなどによる実現性の確認をする必要があると思っております。一方でそういった確認が必要なところはあるのですが、気候変動による降雨量の増加に素早く対応していくためにも既存ストックを有効活用する下久保ダムと藤原ダムの容量の振替と既定計画に位置づけられている烏川調節池については、早期の整備の実施に向け対策を行っていき、治水安全度の向上を図っていきたいと考えているところがございます。

まず1点目の利根川水系における治水機能増強についてといった資料の説明は以上となります。

ここまでの検討結果を踏まえまして、計画段階評価に関する資料についてご説明させていただければと思います。

資料2点目の、利根川上流部における治水対策計画段階評価というものをご覧いただければと思います。資料の前段部分は、これまでの委員会の中でもご説明させていただいた部分が多くなりますの

で、割愛させていただきながらご説明させていただきます。

2 ページ目に流域の概要を載せさせていただいております。利根川については、一都五県を抱えており、全国で最も流域内の市町村数や人口が多く、非常に重要な河川として位置づいてございます。

3 ページ目に、利根川流域の土地利用の状況を載せさせていただいております。下流域、特に下流域や中流部を中心といたしまして、市街化が進展しているといった状況でございます。

4 ページ目に、これまでの計画の概要と災害の概要について載せさせていただいております。利根川については、明治33年の改修計画を策定以降度重なるあの洪水被害等を踏まえまして、治水計画をそれぞれ見直していきながら、事業の方を進めさせていただいたといったところでございます。

5 ページ目に、昭和22年に発生したカスリーン台風の概要を載せさせていただいております。都県の皆さんご存知と思いますけれども、利根川と渡良瀬川全川にわたり、過去最高水位を記録した水害となっております。この台風におきましては、利根川右岸の決壊により、荒川の氾濫流と合わせて、東京都区部まで氾濫流が到達するといった、関東に大きな被害をもたらした災害でございます。

6 ページ目に、そのカスリーン台風に次いで、最大規模の洪水となった令和元年東日本台風の概要について載せさせていただいております。令和元年東日本台風の際には、利根川上流ダム群の整備によって一定程度、カスリーン台風以降の整備効果が、発現しているところではございますけれども、それでもなお、中流部や下流部におきましては、計画高水位を超過するといった状況でございます。本川の無堤区間でしたり、あの支川で浸水被害が発生する状況でございましたので、今後、これらを踏まえて、さらなる河川整備の加速が必要であると考えております。

7 ページ目になりますけれども、変更させていただいた整備計画の概要について載せさせていただいております。今回、気候変動を踏まえて、令和7年3月に整備計画を変更させていただいております。その目標といたしましては、戦後最大洪水であるカスリーン台風と同規模の流量を目標とさせていただいております。そのうち、河道で16,300 m<sup>3</sup>/s、残りの4,900 m<sup>3</sup>/s について洪水調節施設において対応する計画とさせていただいておりますけれども、治水機能増強検討調査によりまして、対策内容を検討していくという位置づけをさせていただいたところでございます。

8 ページ目から流域の課題について載せさせていただいております。

まず9 ページ目でございますけれども、利根川と江戸川は、現況の流下能力は、現在、変更後の河川整備計画の目標を下回っているといった状況でございます。これらの対策を行っていくためには、約150 kmの堤防整備、5,300万m<sup>3</sup>の河道掘削が必要となり、多くの河道整備を実施していく必要があるところでございます。

10 ページ目に、利根川上流域における主要洪水状況について載せさせていただいております。利根川の主要洪水に関しましては、烏川、神流川流域、吾妻川流域、片品川流域に降雨が多いといった傾向でございます。これら上流域には、国と水資源機構で管理するダムとして、7つのダムを整備させていただいているところでございまして、現行の治水容量としては、約18,000万m<sup>3</sup> あると

ころでございますけれども、流域ごとに偏りがある状況でございます、バランスが取れていない状況であることがわかっております。河川整備計画による河道改修が完了した場合であっても、洪水調節容量が不足しており、目標流量を安全に流下させるところが難しいといった課題があります。

11ページ目以降に、今回の計画段階評価において目標とするあの政策目標と、その具体的な達成目標について載せさせていただいております。

資料12ページ目でございますけれども、政策目標としては、利根川流域の治水安全度を向上させることを目標とさせていただいております。それを達成するための具体的な内容といたしましては上段の2つ目に書いておりますけれども、利根川・江戸川河川整備計画で、定めた目標であります。八斗島地点において21,200m<sup>3</sup>/s、河道配分流量である16,300m<sup>3</sup>/sに対し、洪水調節流量として4,900m<sup>3</sup>/sを八斗島上流域で確保して、洪水による災害の発生防止または軽減を図ることを目標とさせていただいております。その目標を達成するための対応方針を下段に載せさせていただいておりますけれども、その具体的な目標を達成するための案につきまして、八斗島上流域で洪水調節流量を確保するための

方策を多面的に検討させていただいております。合わせて、八斗島上流域の洪水調節施設によらず、下流域の河道で対策する場合にはどうなるのかについても確認をさせていただいております。今回、この計画段階評価の中での評価の流れを下に書かせていただいておりますけれども、まず対策案の検討抽出を実施し、実現可能性のある対策案を概略評価によって抽出させていただいております。その抽出した対策案の組み合わせを検討させていただきまして、最終的には総合評価として上流域の洪水調節施設と、それによらない下流域での対策をする場合の案を含めまして、9つのあの評価軸を持ちまして、総合評価の方を実施させていただいております。

その評価結果を14ページ目以降に示しております。対策案の検討抽出でございます。政策目標等については、先ほど述べさせていただきました通りでございますけれども、八斗島上流域における洪水調節容量を確保するための対策として、上流域で考えられる対策を一覧で載せさせていただいております。今回、対策案の検討抽出にあたりましては、八斗島上流域での対策と、八斗島下流域での対策、また流域を中心とした対策の3つに分けさせていただきまして、検討を行わせていただいております。八斗島上流域におきましては、既存ストックの活用と新規洪水調節施設の可能性について確認を行わせていただいております。既存ストックの有効活用と新規洪水調節施設の中に、対象となる施設がない、現行施設の容量振り替えを行うものでしたり、既設放流設備を改良して事前放流の更なる活用を行うもの、合わせて、利水容量を受け入れるためのダムの嵩上げといったものと、新規調節池の可能性につきましては、対象となる施設がないことを確認しておりますので、対策案の組み合わせの検討の中からは対象外とさせていただいたところがございます。

続きまして、15ページ目に、下流側での対策について一覧でまとめさせていただいております。下流域での対策といたしましては、河道での対応案と新規放水路の可能性と新規調節池の可能性につ

いて、確認をさせていただいております。これらの確認の中で16番の決壊しない河川堤防の整備に関しましては、経済的でしたり、社会的にも影響が大きいことを確認しておりますので、16番の案につきましては、組み合わせの検討からは対象外とさせていただいているところでございます。

16ページ目に、流域を中心とした対策の可能性について確認させていただいております。流域対策については、いずれの対策についても、共通して実施するものであるというふうに考えているところではございます。利根川流域の状況を鑑みまして、検討の対策としての可能性を確認させていただいております。その中で、24番の部分的に低い堤防を活用する案と、26番の樹林帯等の整備に関しましては、今回、この流域の対策として、なじまないものがあるのではないかということから、対策案の比較検討の中からは、除かせていただいているところでございます。

18ページ目から対策案の組み合わせの検討について整理させていただいております。前段の中で対策案として、抽出させていただいた内容につきまして、組み合わせを検討させていただいたところではございます。その組み合わせの結果について、一覧表に載せさせていただいておりますけれども、八斗島上流域で対策する案で、比較検討を行わせていただきました。⑦番の対策になりますけれども、容量の振替と、ダムの高上げ、中止ダムの予定地の活用、烏川調節池の整備を行うものが、概算事業費で見ると約5,400億から約7,600億円となり、他の案と比べて事業費的に優位になることを確認させていただいているところでございます。そのため、上流域の対策の案としては、⑦番を検討の対象として、次のステップに進ませてもらいたいと考えているところでございます。河道改修の中で対策する案といたしましては、河道掘削を行うものが事業費としては、低くコストは収まっているといったところではございます。合わせて、他の引堤や堤防の高上げなどと比較させていただきまして、堤内側の改変が伴わないことから他の案に比べて社会的な影響が低いことを確認しておりますので、下流の河道内での改修の案といたしましては、この⑨番の河道掘削案を選ばせていただいております。下流側の大規模施設の可能性として、新規調節池と新規放水路の可能性について確認をさせていただいておりますけれども、事業費別に比較させていただくと、新規調節池の案の方が、優位性があるといったところではございます。一方で新規調整池ですので、やはり家屋保障のような社会的な影響があることは課題として確認させていただいておりますが、この下流側の大規模施設の対応としては、この⑬番の新規調整池の案を対象として選択させていただいたところでございます。

ここまでで、抽出した対策の組み合わせ対策の結果に基づきまして、総合評価をかけさせていただき、19ページ目以降でまとめております。

20ページ目にその総合評価の結果の一覧を載せさせていただいておりますけれども、対策の組み合わせを検討させていただきまして、八斗島上流域での対策と下流域での対策、河道掘削を中心とする案と新規調節池で対応する案を比較させていただいております。結果といたしましては、八斗島上流域で対応する案に関しましては、経済性でしたり、実現性といった部分で確認させていただくと、他の案と比較して有効性が高いところを確認させていただいております。7つの指標についても合わせて

確認をさせていただいておりますけれども、経済性、実現性に対して優位である八斗島上流域の対策を大きく覆すほどの要素が、他の二案にはないことを確認させていただいておりますので、計画段階評価の結果といたしましては、案1の上流域における対策が妥当であると考えているところでございます。この各対策に関しましては、調査や検討、設計等、順次進めさせていただきたいと考えているところでございます。計画段階評価として位置づけている内容については、以上となります。ご審議いただければと思いますので、よろしくお願い致します。

<斎藤広域水管理官>

ありがとうございました。関東地方整備局からの資料説明につきましては以上となります。それでは説明いたしました内容に関しまして、各都県の皆様よりそれぞれご発言をいただければと思います。

時間の都合もありますので、お一人3分以内でお願いできればと考えております。

名簿の順で、まず始めに茨城県 橋本様、よろしくお願い致します。

<茨城県>

茨城県でございます。ご説明ありがとうございました。対策案の組み合わせ、計画段階評価の資料をご説明いただきまして、また合わせまして、今回5回目ということで、これまで私ども関係都県からのお願いに丁寧にご対応いただきまして、併せて御礼申し上げたいと思っております。

茨城県といたしましては、ただいまご説明いただいた内容について、特段の異存はございません。これまでの検討結果を踏まえて今後の進め方について2点ほどお願いをさせていただければと思います。まず1点目でございますけれども、利根川の治水安全度向上のため、さらなる調査を踏まえた対策案の精査を早期に進めていただきますようお願いを申し上げたいと思っております。2点目でございますが、対策案の精査にあたりましては、これまでと同様、コストの妥当性や、負担割合の考え方について、本県を含めて関係者への丁寧な説明をお願いしたいと思っております。以上、2点のお願いとなりますが、どうぞよろしくお願い致します。

茨城県といたしましても、利根川水系の治水安全度向上につながるように、引き続き、国と流域の市町村などと協力してしっかりと流域治水対策取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い致します。茨城県としては以上でございます。

<斎藤広域水管理官>

ありがとうございました。続きまして栃木県 細井様、よろしくお願い致します。

<栃木県>

はい、栃木県でございます。これまで、計5回の会議の実施にあたりまして、丁寧なご説明と、私ど

もからの要望や質問に対して、スピーディーに答えをいただきまして、大変ありがとうございました。本県の意見については、ご提示いただきました対策案につきましては、経済性や実現性など様々な観点から実効性の高い対策の組み合わせが整理されておりまして、特に異存はございません。

今後の事業の対策の実施にあたりまして、次の3点についてご配慮いただければありがたいと考えております。1点目につきましては、早期に治水安全の向上を図るため、着手可能な対策から順次取り組むようお願いを申し上げます。2点目ですが、調査設計から工事までの各プロセスにおきまして、コスト削減を図るようよろしくお願いいたします。3点目ですが、具体的な計画内容や、進捗状況につきまして、適宜、私どもも含めまして、関係者の方々へ丁寧なご説明をお願いしたいと考えております。意見は以上でございます。

<斎藤広域水管理官>

ありがとうございます。続きまして群馬県 宮前様、お願いいたします。

<群馬県>

はい。群馬県県土整備部長の宮前です。群馬県から何点か申し上げさせていただきます。本日、利根川水系における治水対策について、対策案の組み合わせに関するご説明をいただきました。群馬県では、「災害に強く安定した経済活動が可能な群馬県」の実現に向け、オール群馬による水害対策の加速化、高度化を進めているところです。近年、気候変動により、治水機能の一層の強化が求められていることは明らかであり、今回お示しいただいた対策の方針案につきましては、特段の異存はございません。頻発化、激甚化する気象災害に対し、県民が安心して暮らせるよう、引き続き、利根川等の治水安全度の向上にご尽力くださいますようお願いいたします。

一方で、ダムかさ上げや中止ダム予定地を活用した新設ダムの整備に向けた方針が示されました。群馬県といたしましては、ハッ場ダムの建設において、半世紀以上にわたり地元の皆様が大変なご負担を抱え、苦渋の選択のもと、事業に協力してこられた経緯があります。

今回の対策案につきましても、地元負担や社会的影響が生じることになると予想されますので、地元の意見を十分に聴いていただき、丁寧に進めていただきますようお願いいたします。併わせまして、利水容量の振替に際しましては、水道用水や農業用水の利水者に不安が生じないよう配慮が必要であります。利水者の意見につきましても、十分に聴いていただきますよう重ねてお願いいたします。

また、既設ダムのかさ上げや中止ダム予定地の活用につきましては、最新のデータに基づき、実現性を確認するとのご説明をいただきました。これらにつきましては、ぜひ速やかに調査を進めていただきたいと考えております。

これまで群馬県内で整備されてきた利根川上流ダム群は、利根川下流を含む流域全体に大きく貢献してまいりました。ダムの整備を行う場合には、このような広域的な効果を踏まえ、国の直轄事業で

実施していただくとともに、群馬県の負担が大きいと考えておりますので、群馬県の事業費の軽減についても、ぜひご配慮をお願いいたします。

最後になりますが、八ッ場ダムでは、国や下流都県等のご協力いただきながら実施した、地元に対する丁寧な生活再建や地域振興などが地域の持続的な暮らしに寄与してまいりました。今回の事業を実施する場合におきましても、同様に十分にご配慮を賜りますようお願いいたします。群馬県からは以上です。

<斎藤広域水管理官>

ありがとうございました。続きまして埼玉県 吉澤様、お願いいたします。

<埼玉県>

はい、埼玉県でございます。丁寧なご説明ありがとうございました。埼玉県にとって利根川、江戸川の直轄河川整備の事業は、流域のお住まいの方々の生命財産を守るために極めて重要なプロジェクトであり、国土交通省においてこの事業を推進していただくということは、本当に感謝申し上げます。今回ご説明いただいた利根川上流部における計画段階評価、この内容については、異存はございません。その理由を申し上げます。埼玉県につきましては、昭和22年のカスリーン台風時に利根川が氾濫し、甚大な被害を受けた埼玉県でございます。利根川の治水対策は、県民の安心安全を確保する上で大変重要な関心事でございます。先ほど室永河川部長のご挨拶の中でおっしゃってございましたけども、令和元年東日本台風の際は、流域の方々から、利根川の堤防が揺れたとか、八ッ場ダムの試験湛水がなかったらどうなっていたか分からないと、このようなことを今でも申される方が大勢おります。そういう状況から、この計画段階評価の内容については、異存ないというものでございます。そういった中で、今後、検討するにあたりまして、埼玉県から要望を三つほど述べさせていただきたいと思っております。

1点目が事業の実施に向けては、今後もコスト縮減に留意していただいて、効率的、効果的な整備をお願いしたい、これが1点目でございます。2点目は、上流のダム群に関して多くの関係者も存在いたします。容量振替もありますことから、特に埼玉県としましては、下久保ダム下流部の利水者への十分な配慮をお願いしたいと思っております。3点目、最後でございます。埼玉県の大野知事は、常々、激甚化、頻発化する自然災害に対しては、これは歴史的な課題と申しております。今後必要な検討をさらに加速化していただいて、速やかに治水安全度の向上を図っていただくよう、心からお願い申し上げます。以上でございます。

<斎藤広域水管理官>

ありがとうございました。続きまして千葉県 四童子様お願いいたします。

<千葉県>

はい。千葉県県土整備部長の四童子でございます。今回、利根川の治水安全度を向上させる方策として、三案の総合評価がお示しされたところですが、本県としましても、経済性や実現性という観点を鑑みまして、八斗島上流域で対応する案が妥当であるという評価につきまして、異存はございません。なお、最新のデータに基づく確認を行うとしております既設ダムのかさ上げおよび中止ダム予定地の活用につきましては、早期に検討を進めていただきまして、具体的内容が決まった段階で改めて説明をいただければと思います。そのようにお願いをいたします。千葉県からは以上でございます。

<斎藤広域水管理官>

ありがとうございました。続きまして東京都 斉藤様、お願いいたします。

<東京都>

東京都の斉藤でございます。まずは計画段階評価につきましてご説明ありがとうございました。東京として意見をさせていただきます。今回、示された対応方針案につきましては、異存はございません。気候変動による水災害の激甚化、頻発化が顕在化しまして、今後も深刻化する恐れがあることから、早期にかつ安価で地域社会への影響や環境への影響が少ない対策につきまして、先行して検討を進め、治水安全度の向上を図っていただけたらと、考えております。また具体的な対策検討や事業の実施にあたりましては、地元の理解と協力を得ながら進めていただくようよろしくお祈りを申し上げます。最後に、今後、中止ダム予定地の活用につきましては、一定程度の事業進捗があるダムから順に調査していくということですが、気候変動の対応は待たなしの状況でございますから、できる限り速やかに実施いただければと思います。東京都からは以上でございます。

◆閉会

<斎藤広域水管理官>

ありがとうございました。今いただきました発言に関して、整備局から補足とかございますか。補足等はよろしいですか。それでは最後に部長からお願いします。

<室永河川部長>

本当に皆様のご指摘の通りだなと思っております。我々がまさに思っていることを皆さんにも言っているなと思います。例えばコストを削減するということは、絶対大事なことだと思いますし、そこは必死にやっつけようと思います。また、事業実施にあたっては、例えば、中止ダムの活用にしろ、既設ダムの嵩上げにしろ、地域の方とも、丁寧にご説明させていただく必要があるかな

と思っておりますし、また、先ほどの中であったように、その利水者の方にも、いろいろな調整が出てくると思っております。利水者の方も含めて、事業について丁寧にご説明差し上げながら進めていくということが大事なのだらうと思っております。また、特に中止ダムの活用や嵩上げについては、環境の観点でも影響があるのだらうと思っております。その点についても、事業者として、責任を持って、検討、必要な対策も考えていきたいと思っております。コストでありますとか、地元への丁寧な説明でありますとか、また環境の対策も考えながら、事業を進めるということでございます。

もう一つ、やはり皆さんから言っていたのは、あの令和元年東日本台風で我々が抱いた切迫感をどう実現するか、この事業をどう工事をし、完了させるかというところまでをいかに短くするかというスピードの観点も重要な観点なののだらうというふうに思っております。

事業の実施にあたっては、本当に思いますけど、一つの出水期でも早くやった方が良くと思っております。その意味で、関東地整は、そういったマインドで事業の方を進めていこうと思っております。

他方で、先ほどの地元の説明でありますとか、利水者の説明においては、関係都県の皆様方のご協力なしには実現できないところもあるかと思っております。やはり利根川というのは、我々、水系一体で仕事していると思っております。水は関係なく流れていくということだと思っております。その意味で、引き続き、水系一体となって、この事業を最後にやり遂げるということまでしっかりやっていきたいと思っておりますので、引き続きご指導の方をよろしくお願いしたいと思っております。私はからのコメント以上です。

<斎藤広域水管理官>

はい、ありがとうございました。構成員の皆様におかれましては長時間にわたりご議論ありがとうございました。本日の議事録につきましては、規約第4条のとおり会議は原則として公開となっておりますので、内容をご確認いただいた後、関東地方整備局ホームページにおいて一般に公開することといたします。以上をもちまして、「第5回利根川水系における治水計画関係都県会議」を終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

－ 以 上 －